

# 省エネルギー対策等支援事業

相模原市では、市内の事業活動に伴う二酸化炭素排出量の削減と、再生可能エネルギー利用設備の導入を促進することを目的として、中小規模事業者(※)の皆様の計画的かつ自主的な省エネルギー対策等を支援するための事業を実施します。

各制度の詳細は裏面をご覧ください

無料!

## 省エネアドバイザー派遣事業

省エネに関する専門家が事業所を訪問し、効果的な省エネ対策について助言を行います。また、地球温暖化対策計画書の作成に関する助言も行います。

※ この事業は、相模原商工会議所が窓口となります。

※ 省エネアドバイザーは、全ての事業者が活用出来ます。

## 地球温暖化対策計画書制度

計画的な省エネ対策に取り組んでいただくため、CO<sub>2</sub>の削減目標や目標達成のための取組などに関する計画を策定し、市へ提出する制度です。

※ 任意制度であり、計画書の提出を義務付けるものではありません。

※ 中小規模事業者省エネルギー設備等導入支援補助金を申請する場合は、事前に提出が必要です。

## 中小規模事業者省エネルギー設備等導入支援補助金

省エネ設備や太陽光発電設備の導入などに要する費用の一部(補助率 1/3 以内、上限 100 万円)を助成します。

※ 申請には「省エネアドバイザー」からの指導や、「地球温暖化対策計画書」の提出が必要です。

※ 補助対象経費の総額が30万円以上の事業が対象となります。

## 太陽光発電設備・蓄電池の特例制度について

再生可能エネルギー利用設備(太陽光発電設備・蓄電池)を導入する事業者の特例措置を設けました。太陽光発電設備・蓄電池を導入した場合は、それぞれ通常の補助額に加算額を特例措置として上乗せします。

(1) 太陽光発電設備(発電出力が50kW未満の自家消費型もしくは余剰売電を行う設備)

発電出力1kWあたり5万円を乗じた加算額(上限発電出力20kW、上限額100万円)

(2) 蓄電池

蓄電容量1kWあたり6.3万円を乗じた加算額(上限蓄電容量10kW、上限額63万円)

特例措置の適用例(太陽光発電20kWと蓄電池10kWを導入した場合)

通常の補助金(上限額)	太陽光特例加算額(20kW)	蓄電池特例加算額(10kW)		
100万円	+	100万円	+	63万円
= 263万円				

(※) 支援制度を活用できる【中小規模事業者】とは・・・

事業者全体の年間エネルギー使用量が原油換算で1,500キロリットル未満の事業者

※ 「エネルギーの使用の合理化に関する法律」及び「神奈川県地球温暖化対策推進条例」によるエネルギー使用量等の届出制度において、その届出の義務が課されない規模の事業者。

○ 中小企業基本法に定める中小企業者は全て中小規模事業者となります。

○ 「病院」「学校」「社会福祉施設」などの運営事業者も中小規模事業者に含まれます。(国、県の届出制度対象事業者を除く。)

# 各支援制度の概要

## 地球温暖化対策計画書制度

- 計画期間は3年とし、CO<sub>2</sub>の削減目標や目標達成に向けた取組などに関する計画を作成していただきます。
- 計画書は9月末日までに市へ提出してください（補助金を申請する場合は補助申請前に提出が必要です）。
- 計画書を作成した事業者の温暖化対策への取組を広く周知するため、計画書の概要を市HPで公表します。
- 計画期間については毎年7月末日までに、各年度の計画書に基づく実施状況報告書を提出していただくとともに、報告書の概要を市ホームページで公表します。

## 省エネアドバイザー派遣事業（窓口：相模原商工会議所 経営支援課）

市内の事業所へエネルギー管理士等の専門家を無料で派遣し、節電・省エネに関するアドバイスや『地球温暖化対策計画書』の作成に関する助言・指導等を行います。

- 対象事業者 市内に事業所を有する事業者（業種や規模などの要件はありません）。
- 派遣申込等
  - ・下記派遣申込書により相模原商工会議所へお申し込みください。
  - ・1回の派遣時間は2時間以内、1社あたり2回までの派遣となります。

## 中小規模事業者省エネルギー設備等導入支援補助金

「地球温暖化対策計画書」を提出した中小規模事業者に対し、省エネ設備等の導入経費の一部を補助します。

- 補助額 上限100万円（補助率1/3以内）  
※太陽光発電設備、蓄電池の導入には特例措置の適用あり
  - 対象事業者 市内に事業所を有し、「地球温暖化対策計画書」を市へ提出した市民税に滞納の無い中小規模事業者
  - 対象事業
    - ・補助対象経費の総額が30万円以上で、交付決定後に工事着手し、令和6年3月10日までに設置及び支払が完了し、かつ補助事業実績報告書が提出できる事業（リースは対象外）
    - ・過去3年以内に省エネアドバイザーの派遣を受け、設置効果が認められた設備を導入する事業
  - 対象設備 高効率空調・照明設備、業務用冷凍冷蔵設備、交流電動機、太陽光発電設備、蓄電池、断熱工事  
他（未使用品で事業の用にのみ供する設備が対象。居住スペース等へ導入効果が波及するものは対象外。）  
※空調・照明設備等は高効率設備（トップランナー基準達成など）への更新が対象です。  
※蓄電池は、太陽光発電設備と併せて導入するものが対象です。
- 対象事業者、対象設備等については他にも要件があります。市HPをご覧ください。

○受付期間：令和5年6月12日（月）～令和5年9月29日（金）（先着順）

## 『省エネアドバイザー』派遣申込書（6月1日から派遣開始）

申込先：相模原商工会議所 経営支援課 FAX：042-753-7637 またはHPから



事業所名：_____	所在地：_____
担当者名：_____	役職：_____
TEL：_____	FAX：_____
業種：_____	E-Mail：_____
過去、アドバイザーの活用 有 無	従業員数（パート含む）：_____
地球温暖化対策計画書の作成予定 有 無	省エネルギー設備等導入支援補助金の申請予定 有 無

お問い合わせ先

相模原市環境経済局ゼロカーボン推進課

相模原市中央区中央 2-11-15 TEL：042-769-8240

E-Mail：kankyouseisaku@city.sagamihara.kanagawa.jp

省エネアドバイザーについては・・・

相模原商工会議所 経営支援課

TEL：042-753-8135